健／平30-04　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成３０年１０月１９日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

　**「被扶養者調査」が実施されます。**

毎年実施しております「被扶養者調査」が、今年も１１月１５日から実施されます。

みなさんの大切な保険料を適正に使わせていただくために、また公平性を保つためにも、被扶養者の資格を確認する「証明書類」を提出していただくものです。

調査の詳細は下記のとおりです。

収入などの実態を確認する為に「証明書類」の提出をお願いしております。1２月の提出時に間に合うよう、ご準備をお願いします。

**【調査対象者】**

平成３０年１０月末現在の被扶養者全員

（海外駐在者の被扶養者は除く）

**【スケジュール】**

平成３０年１１月１５日　　書類配布

平成３０年１２月１７日　　書類提出

平成３１年　２月２１日　　結果通知（予定）

**【被扶養者の資格条件】**

**「主としてその被保険者により生計を維持するもの」**

**＊ 被保険者と同一世帯に属している場合**

被扶養者の年間収入が１３０万円（６０歳以上または障害厚生年金受給者は１８０万円）未満

であって、原則として被保険者の年間収入の２分の１未満であること。

**＊ 被保険者と同一世帯に属していない場合**

　被扶養者の年間収入が１３０万円（６０歳以上または障害厚生年金受給者は１８０万円）未満

であって、原則として被保険者からの援助による収入額より少ないこと。

⇒仕送り証明の提出が必要です。

**！ご注意！**

税法上の扶養と基準が違います。健康保険では、「所得」でなく「収入」で判断します。

ただし、自営業者の場合は「所得」で判断します。

自営業者の「所得」は、税法上の限度内（現在は３８万円以下）となります。また従業員を雇っている場合は、認定対象になりません。

また、非課税の「遺族年金」「恩給」も健康保険では収入の対象になりますのでご注意下さい。

**【主な証明書類】**

**＊ 収入及び、収入なしの証明（16歳以上の方）　注１）**

市区町村民税の証明書　…市区町村役場で発行（平成30年1/1に住民票があった所）

タイトル：平成30年度証明書（内容は、平成29年1月～12月の収入を証明）

（名称の例）

「課税証明書」、「非課税証明書」、「所得証明書」、「住民税証明書」等のいずれか

* 記載項目に収入金額・所得金額欄がある証明書が必要です。

※市区町村によって、証明書の名称が違いますので、窓口でご確認下さい。

 ※収入がない場合も、収入なしの証明として提出が必要です。

収入金額０円、または空欄、＊マークで記載され発行されます。

**注１）下記の方は提出不要です。**

* 学生
* 平成30年6月以降新規認定者
* 平成30年1月1日に海外に居住

**＊　給与以外の収入がある場合の証明**

「営業所得」・「事業所得」・「雑所得」・「農業所得」・「不動産所得」等

　税務署の受付印のある「確定申告書」及び「収支内訳書」のコピー

　 ※税務署に申告せずに、市区町村に申告している場合は、その申告書のコピー

**＊ 年金収入の証明**

　　年金の「支払い通知書」または「改定通知書」のコピー

　※遺族年金・恩給を含みます。

**＊ 学生である証明（高校生以上）**

　「学生証」または「在学証明書」のコピー（通信制の場合は収入証明も提出して下さい）

**＊ 仕送りをしている証明（別居の方）**

　　振込人（被保険者）と受取人（被扶養者）の名義が記載された「金融機関の振込控え」の

**コピー1年分**（前回提出分以降から１年分）

**下記の方は、別居でも「仕送り証明」の提出が必要ありません。**

1. 本来同居であるが、被保険者が「単身赴任」で、別居している家族
2. 「学生」で、通学の為に別居している子供

③　本来同居であるが、施設（老人・障害）に入所する必要があり、別居している家族

※③については、施設に入所している「入所証明」の提出が必要です。